同欄の地方税法施行規則第二十号様式記載要領11中「を記載し」を「（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）を記載し」に改め、「法人税額、」の次に「法人税の申告書（別表１）の「」を、「加算額」の次に「」の欄の金額（法人税の明細書（別表６(2)付表６）の「７の計」欄に金額の記載がある場合の当該金額を除く。）」を加え、同欄の地方税法施行規則第二十号様式別表一を次のように改める。

第二十号様式別表一（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第十条関係）

［様式　別紙七十二　挿入］

同欄の地方税法施行規則第二十号様式別表二の四を次のように改める。

第二十号様式別表二の四（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙八十　挿入］

同欄の地方税法施行規則第二十号の三様式を次のように改める。

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙九十一　挿入］

第二十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）

［様式　別紙九十三　挿入］

第20号の３様式記載要領

１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎にして中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第292条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　「予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$ ②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第321条の８第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

９　「通算親法人の事業年度の期間」の欄は、法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人が、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同条第12号の６の７に規定する通算親法人をいう。）の事業年度の期間を記載すること。

10　「法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額」の欄は、法第15条の４第１項又は令和２年旧法第15条の４第１項の規定の適用を受けようとする場合において、第１号様式による届出書に代えようとする法人が記載すること。

附則第二条第一項中「次項及び」を「以下この条及び」に改め、「及び第三項」を削り、同条第二項中「（次項において「連結子法人」という。）」及び「次項において同じ。」を削り、同条第三項を次のように改める。

３　新規則第十三号の二様式及び第十四号様式は、法人が施行日以後に提出する新規則第三条第一項(八)の届出書について適用し、法人が施行日前に提出したこの省令による改正前の地方税法施行規則（次条第二項において「旧規則」という。）第三条第一項(八)の届出書については、なお従前の例による。

附則第三条中「新規則」を「次項に定めるものを除き、新規則」に、「賦課され」を「賦課され、」に改め、同条に次の一項を加える。

２　新規則第十三号様式、第十三号の二様式及び第十四号様式は、法人が施行日以後に提出する新規則第四条の四(一)及び(二)の申請書並びに同条(三)の届出書について適用し、法人が施行日前に提出した旧規則第四条の四(一)及び(二)の申請書並びに同条(三)の届出書については、なお従前の例による。

（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第七条　地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「交付」の下に「（同法第三百八十二条の四の規定による当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）」を加え、同条第二号中「証明書」の下に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の下に「（同法第三百八十二条の四の規定による当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）」を加える。